

神奈川県災害廃棄物処理計画の改定素案（概要）

神奈川県災害廃棄物処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」の基本方針に基づく計画であり、災害対策基本法に基づく「神奈川県地域防災計画」の災害廃棄物処理に関する計画としても位置付けられている。

この計画には、2018（平成30）年3月に改定された国の「災害廃棄物対策指針」及び2023（令和5）年4月に策定された国の「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」等を反映する必要があるとあり、また、廃棄物分野の総合的な計画である「神奈川県循環型社会づくり計画」を2023（令和5）年度中に改定する予定であることから、このたび改定するものである。

1 改定の背景等

(1) 現行計画の概要

【策定期期】

2015（平成27）年の廃棄物処理法改正及び翌年の国の基本方針変更に伴って2017（平成29）年3月に策定

【構成】

「基本的事項」、「平時の備え」、「発災時の対応」の三部構成

【趣旨】

発災時に市町村が災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な県の役割等を取りまとめたものとして策定

(2) 国等の動向（2017（平成29）年3月以降の状況の変化）

（国の動向）

年月		内容
2018年	3月	災害廃棄物対策指針改定 【内容】廃棄物処理法等の改正を受けた災害廃棄物処理計画や災害廃棄物対策指針の位置付けの変化等への対応、近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応や平時の備えの充実
	3月	大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画（関東ブロック）の策定
2020年	8月	災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル策定
2021年	3月	災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引きの改定 【内容】水害を考慮した仮置場の候補地の選定、平時における住民への事前周知、災害ボランティアに係る社会

		福祉協議会等との連携、様式の追加
2022年	6月	防災基本計画改定 【内容】最近の災害対応の教訓、関係法令改正等を踏まえた修正
	7月	環境省防災業務計画改定
	11月	災害関係業務事務処理マニュアルの改定 【内容】事務手続きの簡素化（契約関係書類等の提出不要等）
2023年	1月	災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料の改定 【内容】災害ボランティアとの連携方法、解体撤去及び広域処理に係る手順及び貴重品の取扱いについての様式集等の追記
	4月	災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドラインの策定
	4月	災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料の改定 【内容】災害廃棄物発生量推計式の追加、仮置場の整備や管理・運営の概略手順を整理
	6月	廃棄物処理法に基づく基本方針（環境大臣）変更
	6月	廃棄物処理施設整備計画の改定

（県の動向）

年月		内容
2020年	3月	神奈川県災害時広域受援計画の改定 【内容】過去の災害の教訓（国や民間団体と連携した物資受入、市町村への供給体制の強化等）の反映、国計画（首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画）等の反映
2022年	3月	神奈川県循環型社会づくり計画の改定 ※「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」を別冊として策定
	3月	神奈川県地域防災計画の改定 【内容】災害対策基本法等の改正（避難指示に一本化）等の反映
	6月	神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアルの改正 【内容】国の災害廃棄物対策指針の改正や、近年の災害で顕在化した課題等を反映
2024年	3月	神奈川県循環型社会づくり計画の改定（予定）

(3) 近年の県内災害廃棄物の処理状況

令和元年台風 15 号（房総半島台風）及び 19 号（東日本台風）により、県内 11 市町が被災し、6 万トンを超える災害廃棄物が発生した。

2 改定のポイント

- 水害については、災害廃棄物の推計に係る内容を追加するほか、気象予報等によりある程度の予測が可能であるため、災害発生懸念時における事前対応を新たに加えるなど、水害を想定した対応を強化する。
- 国の災害廃棄物処理支援ネットワークを通じた情報提供や、災害ボランティアセンターとの連携を新たに位置づけるなど、近年における全国的な災害対応の状況を踏まえつつ、仮置場の利用、運営・管理に係る具体的な内容を記載するなど、本県の実情に応じた見直しを行う。

3 主な改定内容

(1) 基本的事項

- 対象とする廃棄物の定義を見直すとともに、災害廃棄物発生量の推計に水害による災害廃棄物を追加する。

(2) 平時の備え

- 市町村は、住民や事業者に対して、被害を最小化し片付けごみ^(※)の発生量を抑えるための対策等について、ホームページや広報紙等を通じて周知を行う。
(※) 住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出されるごみ
- 県は、市町村に対し、住民等への事前周知について、情報提供、助言その他支援を行う。

(3) 発災時の対応

【事前対応（災害発生懸念時）】

- 主に水害を想定した対応として、災害発生懸念時における事前対応を追加する。
- 県及び市町村は、組織体制の確認や関係事業者団体への情報提供、県民等への呼びかけを行う。
- 県は、市町村への情報提供、助言その他支援を行う。

【初動対応（発災後数日間）】

- 県は、被災（受援）市町村への協力・支援のために、国の災害廃棄物処理支援ネットワークを通じた情報提供を行う。
- 市町村は、相互援助協定等に基づき、協力・支援側及び被災側（受

援側)の両者の観点から体制の準備を行う。

- 市町村は、災害ボランティアセンターと連携し、被災家屋の片づけ等の円滑な処理に取り組む。

【応急対応（発災後3か月程度）】

- 災害廃棄物の発生量及び仮置場の面積の推計方法について、国の技術資料の更新を踏まえて修正する。
- 仮置場の運営・管理に当たり、一次・二次仮置場における具体的な対応を明示するとともに、運営・管理上の留意事項として、搬入量・搬出量の把握、早期搬出と仮置場の整理整頓、便乗ごみの防止等を追加する。
- 災害廃棄物の処理において、水害等により発生する廃棄物の特性（水が引いた直後から片付けごみの搬出が始まるため、迅速な対応が必要となること、また、水分を多く含んでいるため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生するなど時間の経過により性状が変化する場合があること）を明示する。

(主な改定内容)

計画目次	改定内容
はじめに 1 背景 第1章 基本的事項 5 対象災害と災害廃棄物発生量 (2) 対象とする廃棄物 (3) 災害廃棄物発生量の推計等 第2章 平時の備え 5 住民等への事前周知 【新設】 第3章 発災時の対応 1 事前対応（災害発生懸念時） 【新設】 2 初動対応（発災後数日間） (1) 総務担当業務 ウ 協力・支援及び受援体制の準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定から改定に係る背景を記載 ・ 対象とする廃棄物の定義の見直し ・ 水害による災害廃棄物の発生量推計を追記 ・ 市町村による発災時のごみの分け方・出し方、携帯・簡易トイレの備蓄呼びかけなど、住民等への事前周知のほか、発災後の広報原稿の作成や周知手順の確認など、平時の備えについて記載 ・ 県による市町村への情報提供、助言その他支援について記載 ・ 水害による災害発生懸念時の対応を記載 ・ 水害の場合、発災後数日間で応急対応業務の着手が必要となる場合がある旨を記載 ・ 県における災害廃棄物処理支援ネットワーク

<p>備【新設】</p> <p>オ 進捗管理等</p> <p>③社会福祉協議会(災害ボランティアセンター)との連携</p> <p>【新設】</p> <p>3 応急対応</p> <p>(2) 災害廃棄物処理業務</p> <p>イ 発生量等の推計</p> <p>ウ 仮置場の設置</p> <p>キ 災害廃棄物の処理</p>	<p>クを通じた情報提供及び市町村における協力・支援、受援体制の準備について記載</p> <p>・災害ボランティアセンターとの連携について記載</p> <p>・災害廃棄物の発生量の推計方法について、国の技術資料の最新版を踏まえて修正</p> <p>・仮置場の面積の推計方法について、国の技術資料の最新版を踏まえて修正</p> <p>・仮置場の運営管理に係る留意点を追記</p> <p>・一次仮置場レイアウト図を追記</p> <p>・水害による災害廃棄物の特性について追記</p>
<p>その他</p>	<p>・掲載データの更新 等</p>

4 今後のスケジュール（予定）

令和5年8月	環境審議会で改定素案を審議
9月	県議会へ改定素案を報告
10月	県民意見募集、市町村等への意見照会
12月	環境審議会で改定案を審議
令和6年2月	県議会へ改定案を報告
3月	計画改定

以上